

平成26年度
私立短大教務担当者研修会

短期大学を巡る文教施策の現状について

平成26年10月27日
文部科学省高等教育局大学振興課

短期大学係 平尾 亘



説明内容

1. 短期大学制度について	3
2. 短期大学ワーキンググループ審議まとめ	14
3. 高等教育に関する政府全体の議論等	30
4. 予算関係	43

1. 短期大学制度について



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3

短期大学制度の沿革(1)

【戦前の高等教育制度】

旧制大学、高等学校、専門学校など複数の学校種別が存在(複線型)

【戦後】

昭和22年3月 「教育基本法」「学校教育法」公布

昭和23年4月 新教育制度の発足 → いわゆる「6・3・3・4制」(単線型)へ移行

しかしながら、

- 多くの学校は戦禍の犠牲となり、校舎など多くの施設・設備を失っていた
- 戦前になされていた教育内容も多種多様

↓

旧制の高等教育機関が一律に4年制大学に転換することは現実的に無理があった

**昭和25年4月1日(昭和24年6月法律第179号)学校教育法の一部改正
・暫定的制度として発足 学校数:149校(国立:0校、公立:17校、私立:132校)**

制度創設の理由

- ①旧制の高等学校、専門学校のうち、新制大学に転換することが困難であるものの救済
(新制高等学校卒業者の進路の確保)
- ②父兄及び学生の経済的負担の軽減
- ③短期間における実務者の養成、女子教育の要望 など

暫定的な制度とされたのは、6・3・3・4制が始まつたばかりであり、その成果を見極めてから
恒久化を目指すべきと考えられたため

高等教育のすそ野を広げるという役割を担って戦後に誕生した短期大学は、戦前には一部の人々にしか享受できなかった高等教育の機会をより身近に引き寄せ、多くの国民、特に女子に受け入れられ急速に定着していく

昭和29年には251校(学生数78,497人)と規模拡大
ほぼ全都道府県に短期大学が設置、所在地が地方の中小都市まで及び、地域密着型という現在の特色が形成される



短期大学制度の沿革(2)



短期大学制度の恒久化へ向けた動きが活発化

昭和33、34年 専科大学法案国会提出(第28回通常国会、第30回臨時国会、第31回通常国会)
(短期大学の恒久化を図り、専科大学と名称変更し、大学とは別の実践的技術者養成の専門機関とする)
↓
いずれも廃案

昭和39年6月19日(昭和39年6月法律第1710号)学校教育法の一部改正
・恒常的制度として発足 学校数:339校(国立:29校、公立:40校、私立:270校)

大学の枠内で恒久化(従来どおり、大学とは別種の学校とはしなかった)
・それまでの大学の修業年限の特例として存置されてきた実態の尊重
・教育水準をできる限り高く保持することを考慮

◆短期大学設置基準の制定

昭和24年 大学設置審議会が設置認可の基準として「短期大学設置基準」(申し合わせ事項)制定

短期大学の設置学科の多様化が進み、申し合わせ事項である短期大学設置基準ではカバーできない部分も出てきた

昭和51年4月1日(昭和50年文部省令第21号)短期大学設置基準施行

短期大学の多様な発展を促すため、旧設置基準(申し合わせ事項)と比較して、弾力的な基準に

(主な改正点)

- ・開設(開講)授業科目の科目数、単位数を規定せず、一般教育科目の例示を廃止
- ・45時間の履修をもって1単位とし、週数についての規定なし
- ・卒業の要件単位数の取り扱いを弾力化など

○カリキュラムに各々の短期大学の個性が出せるようになり、多様な学科新設にも対応可能に
○各短期大学の方針によって、一般教養機関としても、専門教育機関としても、従来に較べてより徹底した内容のものとすることができるところとなり、社会の要請にも適切、柔軟に対応することが可能に

5

短期大学に関する規定(1)

教育基本法(平成18年法律第120号)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法(昭和22年法律第26号)

(学校の範囲)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(大学)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。(略)

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。(略)

② (略)

(大学院)

第九十七条 大学には、大学院を置くことができる。

(学位)

第一百八条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 (略)

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4~5 (略)

(短期大学)

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第二項の大学には、学科を置く。

6 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

7 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

8 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

6

短期大学に関する規定(2)

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

- 「目的に代えて」と表現しているのは、短期大学を大学の枠内の制度として位置づけるという基本的な考え方によるものと考えられる。
- 4年制大学は「学術の中心として」の性格を有するが、短期大学は職業又は実際生活に関する専門教育機関としての性格が主であるので、「学術の中心として」の字句を省いている。
- 4年制大学が一般教養を授けることを特に重視し「広く知識を授ける」ことを目的としているのに対し、短期大学はむしろ専門教育に重点を置いているため、短期大学の目的から「広く知識を授ける」の字句が省かれている。(もちろん短期大学における一般教養の教授が不必要であるという趣旨ではない。短期大学設置基準において、教育課程の編成方針として幅広く深い教養等を適切に配慮すべきことが規定されている。)

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

○ 実態としては、修業年限を二年とする短期大学が多数を占め、修業年限を三年とする短期大学は医療技術関係の学科又は夜間学科の場合に多い。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。
5 第二項の大学には、学科を置く。

- 短期大学は、その実態に即し、学部を置かず、4年制大学の場合の学部に相当する基本組織としては学科を置くこととされている。
- 学科の種類は特に法定されていないが、短期大学設置基準においておおよその分野の区分が規定されている。
(文学関係、教育学・保育学関係、法学関係…)

7

短期大学に関する規定(3)

(参考)

○学校教育法において、大学に関する規定のうち、短期大学にも適用される規定
第88条(相当期間の修業年限への通算)

第99条(入学資格)、第91条(専攻科及び別科)、第92条(学長、教授その他の職員)、第93条(教授会)、第94条(大学設置基準等についての諮問)、第95条(大学設置の認可についての諮問)、第96条(研究施設の附置)

第98条(公私立大学の所轄庁)

第105条(履修証明の交付)、第106条(名誉教授)、第107条(公開講座)

第109条(自己点検・評価及び認証評価制度)

第113条(教育研究活動の公表)、第114条(準用規定)

※短期大学は大学の範疇に属するものであり、法令上も特に短期大学を除く旨の定めがない限り、「大学」には短期大学も含まれるものとして取扱われている。

8

短期大学制度の改革

平成3年2月8日「短期大学教育の改善について」(大学審議会答申)

- ・短期大学設置基準の大綱化・簡素化
- ・短期大学卒業生に対する称号「準学士」の創設
- ・自己点検・自己評価システムの導入など

平成3年7月1日(平成3年4月法律第25号)学校教育法の一部改正
・短期大学卒業生に対する準学士の称号の創設

平成3年7月1日(平成3年6月文部省令第29号)短期大学設置基準の一部改正

- ・大綱化による制度の弾力化
- ・学習機会の多様化
- ・自己点検・自己評価の導入

弾力化により各大学の見識、裁量に委ねる制度とする一方、質保証の仕組みとして「自己点検・自己評価」が導入され努力義務化

なお、質保証の仕組みとして、平成14年の学校教育法の改正により認証評価制度の導入(平成16年度より実施)

平成17年1月28日「我が国高等教育の将来像」(中央教育審議会答申)

- ・短期大学の個性・特色の明確化
- ・短期大学卒業者に対する学位「短期大学士」の創設 など

平成17年10月1日(平成17年7月法律第83号)学校教育法の一部改正
・短期大学卒業者に対する「短期大学士」の学位授与制度の創設

9

短期大学卒業者への学位授与

学位制度・短期大学制度の変遷

<学位制度の変遷>

戦前～
博士＝「学位」、学士＝「称号」

昭和28年～
修士を「学位」に追加
博士、修士＝「学位」
学士＝「称号」

平成3年～
学士を「学位」に追加
博士、修士、学士＝「学位」

平成15年～
専門職学位を「学位」に追加

<短期大学制度の変遷>

昭和25年～
暫定的制度として短期大学発足

短期大学卒業者
＝「学位」「称号」の規定なし

昭和39年～
短期大学を恒常的制度に

平成3年～
短期大学卒業者
＝準学士の「称号」

平成17年～
短期大学士を「学位」に追加

「短期大学士」創設の理由・背景

○短期大学教育の充実・発展

○短期大学の課程の修了について、国際的な通用性を確保する必要

○各短期大学における個性・特色を發揮した教育の一層の充実を図る必要

これらの状況に対応するため

短期大学士卒業者に
「短期大学士」の学位を授与するよう制度改正

1. 「学位」と「称号」

「学位」：国際的通用性のある大学(院)教育の課程を修了した知識・能力の証明として大学が授与
「称号」：特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして本人が称することができるもの

2. 学位をめぐる諸外国の動向

英国では2001年に2年制の学位としてfoundation degreeを導入。

米国においても、短期大学卒業者に授与されるassociateがdegree (学位) として定着。

10

短期大学における認定専攻科について

認定専攻科について

独立行政法人大学評価・学位授与機構が、学校教育法第104条第4項及び学位規則第6条第1項により、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち別に定める一定の要件を満たすものについて、当該修了学生に対して学位審査を実施し、学士の学位を授与することが認定される専攻科

根拠法令

学校教育法【昭和22年法律第26号】

第一百四条 大学(第八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者

と同等以上の学力を有すると認める者。学士

二 学校以外の教育施設で、学校教育における教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の

法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認め

るものとする。学士、修士又は博士

学位規則【昭和28年文部省令第九号】

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に付与するものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

三 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

四 その他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行なうと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に付与するものとする。

専攻科の認定要件【大学評価・学位授与機構 規則第二十九号】

「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則」

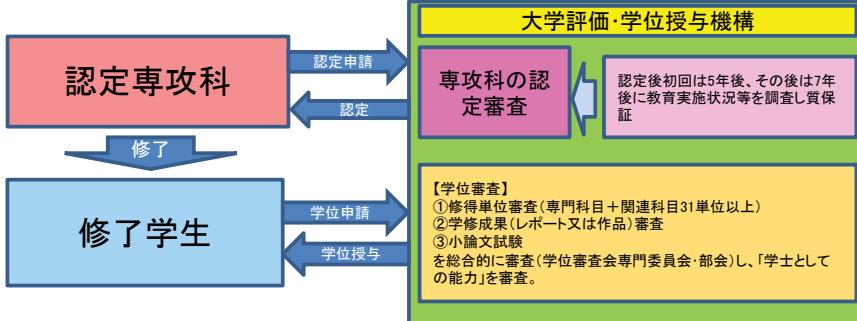
一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。

二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。

三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。

四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。

五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。



分野別認定専攻科専攻一覧(平成26年度現在)

単位: 専攻

	人文 総合	教育	社会 科学	理工 農学	看護 保健	家政 栄養	芸術	合計
公立	0	1	0	0	2	1	2	6
私立	9	24	2	2	18	11	8	74
合計	9	25	2	2	20	12	10	80

※参考 高等専門学校(H26):126専攻(国118、公6、私2)

11

大学設置基準・短期大学設置基準・高等専門学校設置基準の比較 ①

	大学	短期大学	高等専門学校
教育課程の編成方針	学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 (設置基準第19条)	学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する とともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 (設置基準第5条)	
卒業要件	4年以上在学で124単位以上修得 (設置基準第32条)	2年以上の在学で62単位以上修得(修業年限2年) 3年以上の在学で93単位以上修得(修業年限3年) (設置基準第18条)	5年以上の在学で、167単位以上修得 5年6月以上在学で、147単位以上修得(商船) (設置基準第18条)
学年制／単位制	単位制 1単位45時間を標準とする ・講義・演習は15~30時間の範囲で大学が定める時間の授業で1単位 ・実験・実習・実技は30~45時間の範囲で大学が定める時間の授業で1単位 (設置基準第21条)	単位制 同左 (設置基準第7条)	学年制 規則第179条及び設置基準第17条) 1単位30単位時間(1単位時間は標準50分)とする。 (設置基準第17条)

12

	大学	短期大学	高等専門学校
教員資格種類 (教授)	<p>・次の各号の一に該当し、教育上の能力があると認められるもの</p> <p>①博士学位を有し、研究業績を有する者</p> <p>②研究業績を有する者(①に準ずる)</p> <p>③専門職学位を有し、専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>④大学教授、准教授、専任講師経験者</p> <p>⑤芸術・体育等の分野については、特殊の技能に秀でている者</p> <p>⑥専攻分野について、特に優れた知識・経験を有する者</p> <p>(設置基準14条)</p>	<p>・次の各号の一に該当し、教育上の能力があると認められるもの</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③専門職学位を有し、専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>④同左</p> <p>⑤芸術上の優れた業績がある者及び<u>実際的な技術に秀でている者</u></p> <p>⑥特定の分野について、特に優れた知識・経験を有する者</p> <p>⑦研究所、試験所、病院等に在職し、研究業績のある者</p> <p>(設置基準第23条)</p>	<p>・次の各号の一に該当し、教育上の能力のあるもの</p> <p>①博士学位を有する者</p> <p>②専門職学位を有し、専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>③同左</p> <p>④特定の分野について、特に優れた知識・経験を有する者</p> <p>⑤学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究実績又は工場その他の事業所で技術に関する業務実績のある者</p> <p>⑥上に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p> <p>(設置基準第11条)</p>

13

2. 短期大学ワーキンググループ審議まとめ



短期大学ワーキンググループについて①

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
(平成24年8月28日中央教育審議会答申)

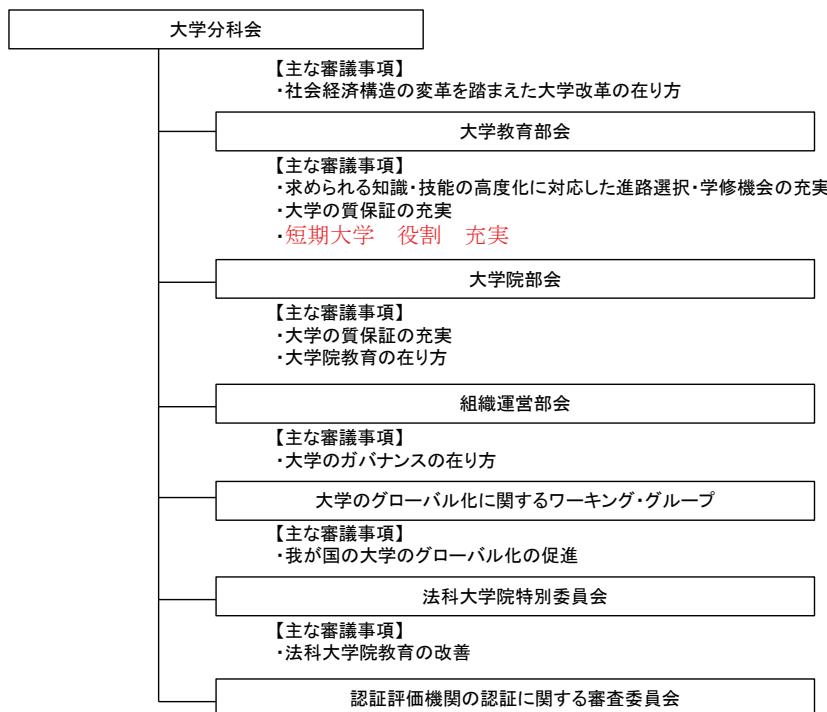
「社会経済構造の変化の中でその重要性が増し、高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学土課程について、知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方を検討することとしたい。」

→第7期中央教育審議会大学分科会大学教育部会の下に「短期大学WG」を設置(平成25年9月20日大学教育部会決定)

短大関係者及 学識経験者 産業界有識者等 委員 加 専
門的 調査審議 実施

15

短期大学ワーキンググループについて②



16

短期大学の最近の現状、大学改革を巡る動向から 特に短期大学の在り方について検討が求められる視点等①

(平成25年12月25日第1回短期大学WG資料)

短期大学は、これまで短期に社会へ人材を送り出す身近な高等教育機関として、高等教育の機会均等を確保する役割や社会を支える職業人材の育成、地域の発展にも大きな役割を果たしてきた。

現在、急速な少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、グローバル化によるボーダレス化等に直面する我が国において、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革を成し遂げるべく、これを担う人材育成の場である高等教育機関は、社会からの期待に応えることが求められている。

18歳人口の減少、学生のニーズの変化もあり、多くの短期大学が4年制大学へ移行するなど、大学数も年々減少が続いてきた。

短期大学全体としては厳しい運営状況が続いてきたが、これまで短期大学が担ってきた高等教育の機会均等を確保する役割、職業人材の育成、地域の中核的人材の育成、地域の生涯学習拠点機能、学生一人一人へのきめの細かい教育を実施してきた特色ある教育は、今後、社会の変化を誠実に捉え、多くの社会層からの修学ニーズに応え、人材育成に大いに寄与していくべきであると考えられる。

これを踏まえ、大学分科会大学教育部会において短期大学の今後の在り方について議論を行うに当たっては、その具体的な改善の方策等について、下記のような視点等が議論の中心となるのではないかとして列挙する。

17

短期大学の最近の現状、大学改革を巡る動向から 特に短期大学の在り方について検討が求められる視点等②

(平成25年12月25日第1回短期大学WG 資料)

(確認事項)

1. 短期大学の現状の確認
 - ・大学数、分野別学生数、特色ある教育内容等

(議論の中心となる視点等)

2. 短期大学の教育の在り方について
 - ・短期性を活かした教育(他の学種との比較において)
 - ・特定分野での専門職業能力の教育
 - ・職業一般に必要な教養・実務能力の教育
 - ・地域の人材ニーズに対応した教育
 - ・企業等社会の人材ニーズに対応した教育
 - ・個人のライフステージ、ニーズに応じた教育
 - ・学士課程教育への接続教育の在り方について

18

短期大学の最近の現状、大学改革を巡る動向から 特に短期大学の在り方について検討が求められる視点等③

(平成25年12月25日第1回短期大学WG 資料)

3. 短期大学の機能の在り方について

- ・高等教育の機会均等を確保する役割
- ・地域の生涯学習の拠点としての役割
- ・特定分野の専門職業に関する社会人等の学び直し機能としての役割
- ・長期履修制度の活用等多様な社会層への対応
- ・多様な非学位課程の開発
- ・個人のライフステージ、ニーズに応じた幅広い機能の在り方

4. 短期大学教育の質保証

- ・各省が求める資格要件と卒業要件単位との関係
- ・抽象的基準の明確化や社会人教育への対応など短期大学の現状と大学設置基準の在り方
- ・学修成果を重視した評価、各短期大学が重点を置いている機能等に着目した評価等、短期大学教育の質的転換等を促進するための認証評価制度の改善充実
- ・短期大学間での学科分野毎、共通教育に関する質の強化への取り組み
- ・関係団体等が取り組むべき短期大学全体の質保証等への活動

19

短期大学の最近の現状、大学改革を巡る動向から 特に短期大学の在り方について検討が求められる視点等④

(平成25年12月25日第1回短期大学WG 資料)

5. コミュニティカレッジ機能等の在り方の検討

- ・短期大学が担うべき日本版コモンティカレッジ(仮称)の在り方
- ・地域総合科学科(短期大学基準協会認定事業)の現状及び在り方
- ・多様な専攻科及び認定専攻科の在り方

6. その他

- ・高等学校、企業等に対するPR等(高等学校及び企業等は短期大学についてどのような感想を持っているか)など

20

短期大学ワーキンググループの審議の状況①

○第1回(平成25年12月25日)

- ・短期大学ワーキンググループの運営について
- ・短期大学の在り方について

○第2回(平成26年1月30日)

- ・短期大学教育・機能の特徴・強みについて
- ・短期大学における教養教育と職業教育の特徴的関係
- ・海外における短期大学教育の役割・機能について

○第3回(平成26年2月25日)

- ・高校生・保護者から見た短期大学について
- ・短期大学卒業者の就業状況について
- ・各専門的職業能力育成の共通性について

21

短期大学ワーキンググループの審議の状況②

○第4回(平成26年3月28日)

- ・短期大学の卒業生の状況等について
- ・コミュニティ・カレッジとしての在り方とその機能について
- ・短期大学の卒業生調査等からコミュニティ・カレッジへの途の模索

○第5回(平成26年4月24日)

- ・短期大学の在り方について(これまでの議論の整理)

○第6回(平成26年6月27日)

- ・短期大学の在り方について(論点の整理)

○第7回(平成26年7月17日)

- ・短期大学の在り方について(審議まとめ(案)の意見交換)

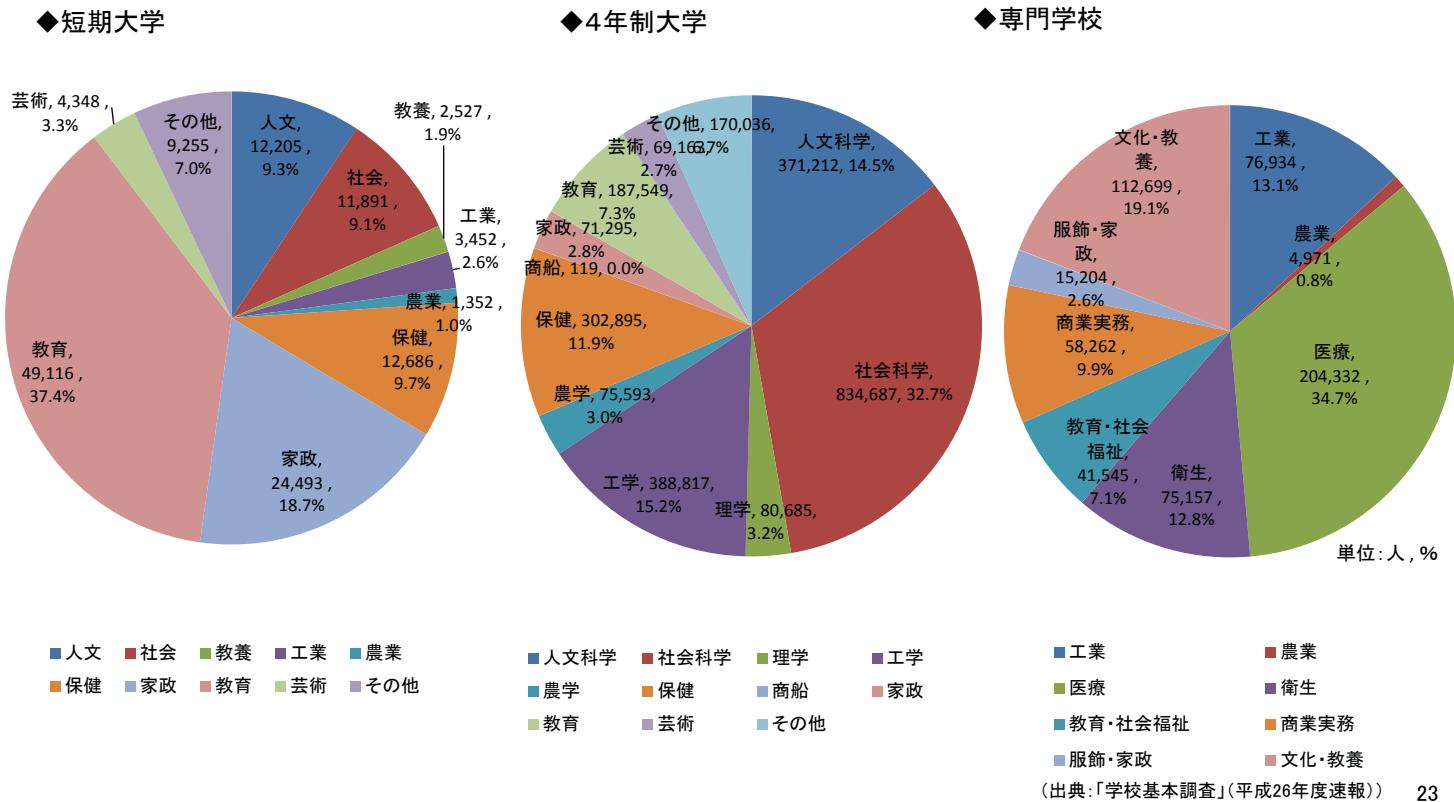
○第8回(平成26年8月6日)

- ・短期大学の在り方について(審議のまとめ)

22

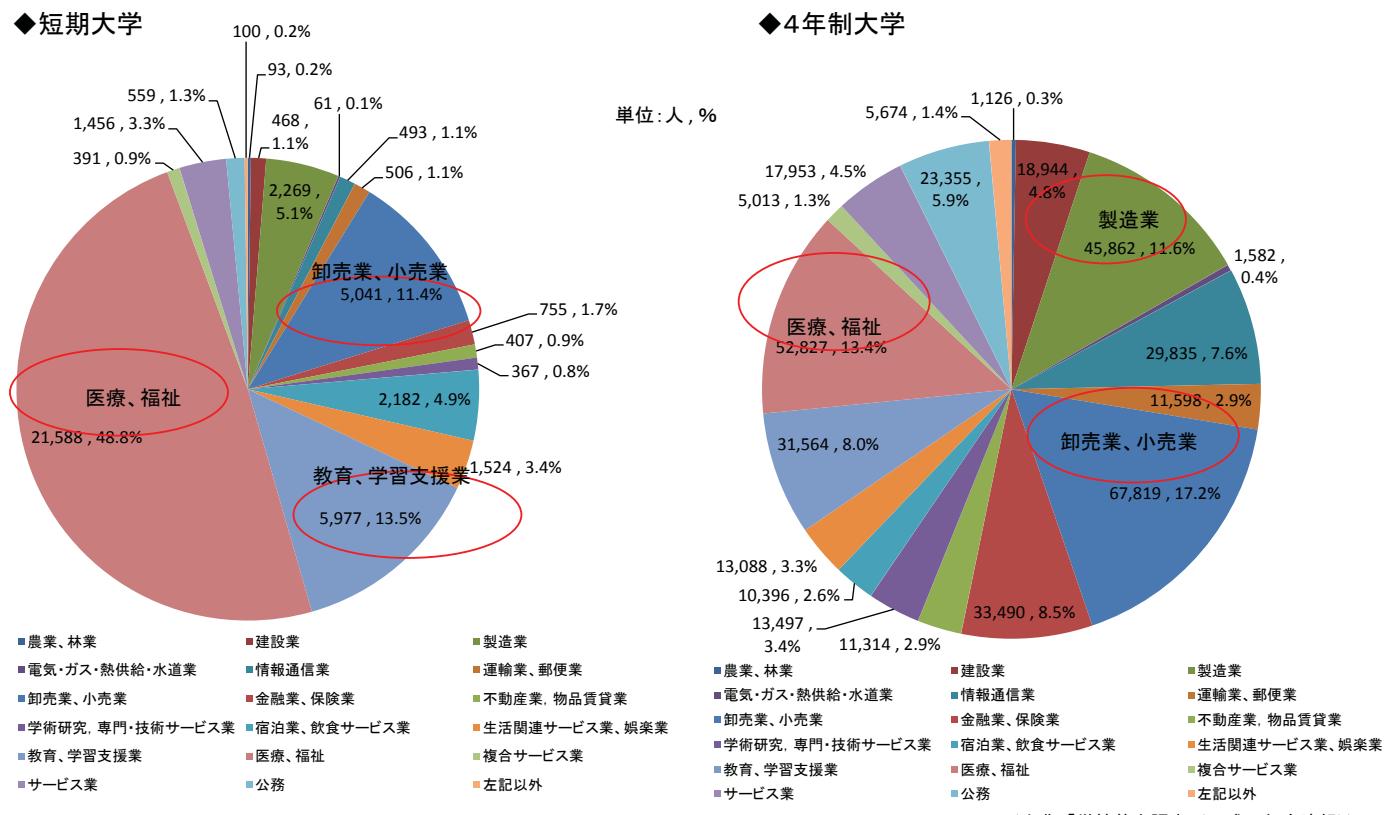
短期大学ワーキンググループ審議まとめ【資料編】より①

<短期大学・4年制大学・専門学校の分野別学生数（平成26年度）>



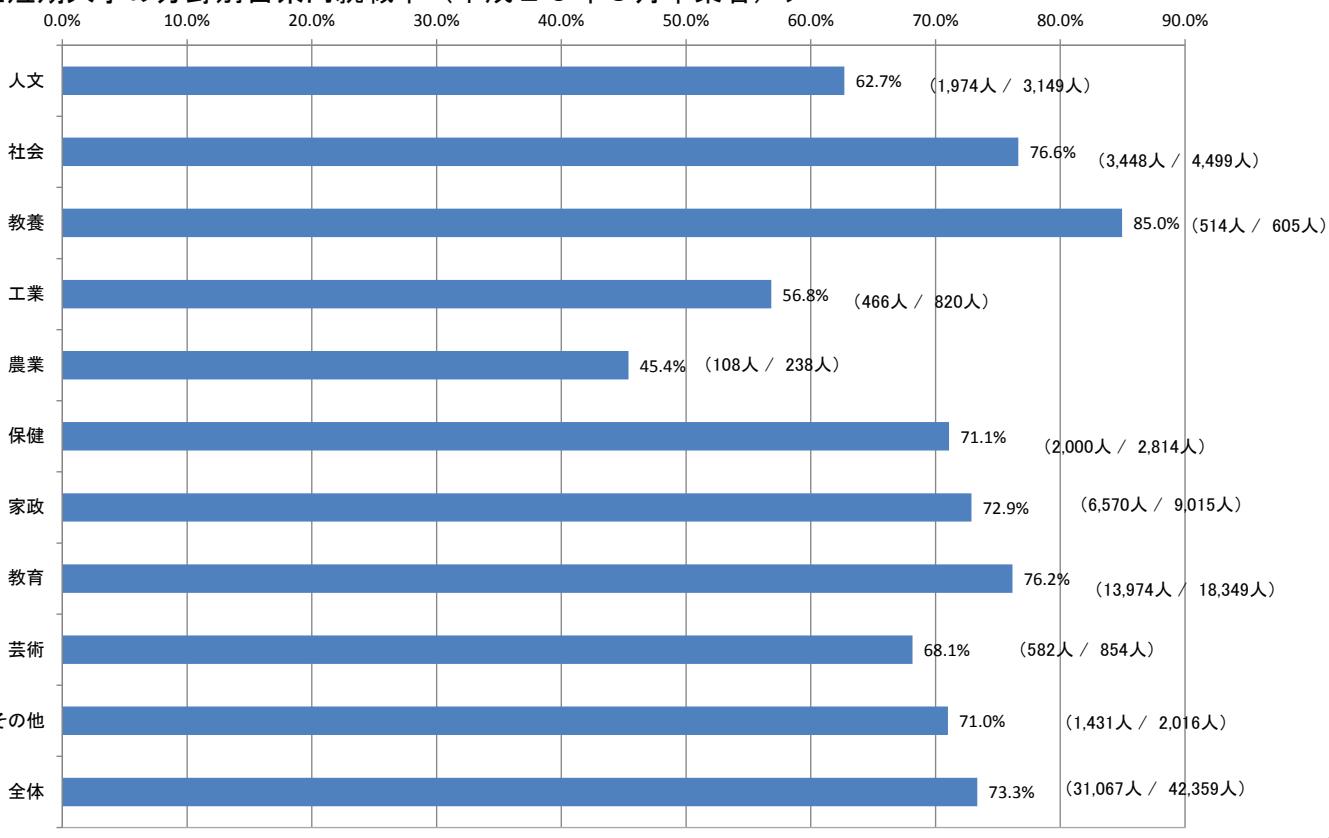
短期大学ワーキンググループ審議まとめ【資料編】より②

<短期大学・4年制大学の産業別就職者数、割合（平成26年3月卒業者）>



短期大学ワーキンググループ審議まとめ【資料編】より③

<私立短期大学の分野別自県内就職率（平成25年3月卒業者）>



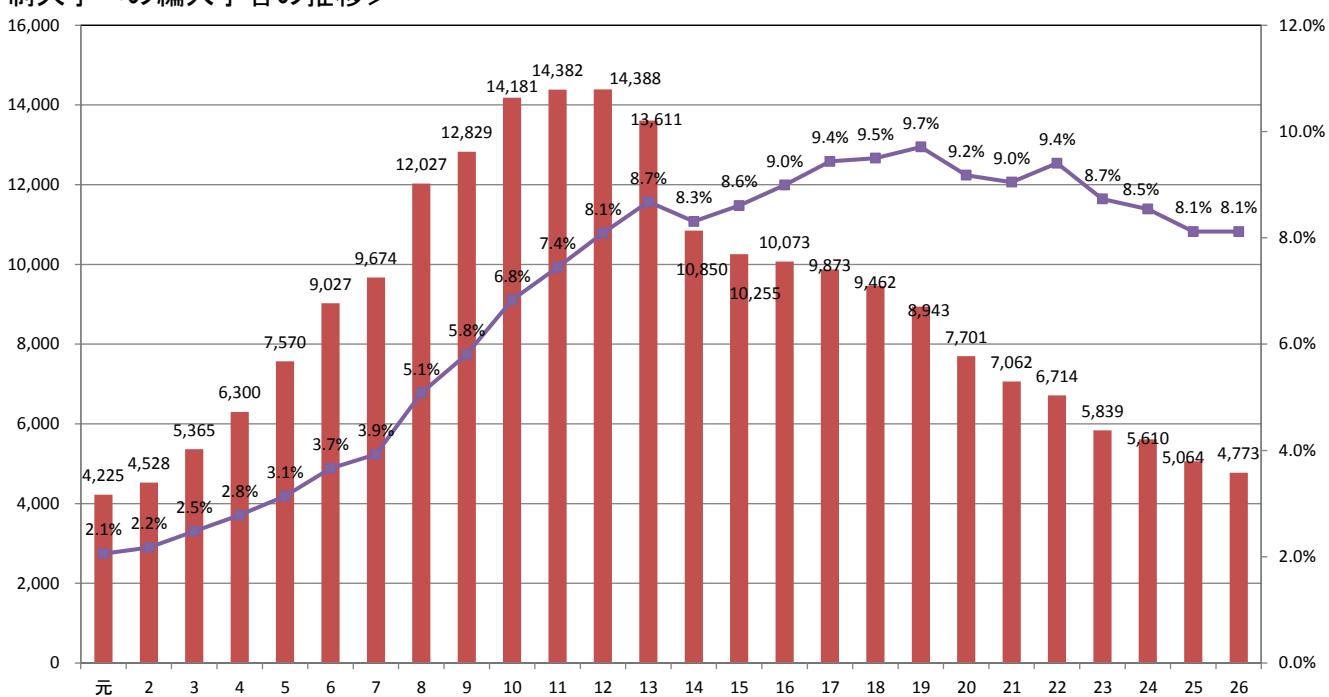
(自県内就職者数 / 就職決定者数)

(日本私立短期大学協会調べ)

25

短期大学ワーキンググループ審議まとめ【資料編】より④

<4年制大学への編入学者の推移>



※短期大学卒業者数に占める編入学者数の割合。

※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

■ 編入者数 ■ 編入率

◆平成26年度における大学への編入学者(8,921人)の内訳は、短期大学からの編入学者4,773人(53.5%)、高等専門学校からの編入学者2,592人(29.1%)、専門学校からの編入学者1,556人(17.4%)となっている。

26

(出典:「学校基本調査」(平成26年度は速報値))

短期大学ワーキンググループ審議まとめ【資料編】より⑤

＜履修証明プログラムの実施例＞

※平成24年度「短期大学教育の改善等の状況調査」に基づき作成

短期大学名称	プログラム名	実施内容(例)
岐阜市立女子短期大学	英米文化理解プログラム	英米文学作品を原書で読む授業や、英米文化を概観する授業を通して、英米の文学・文化への理解を深める
	中国語初級プログラム	簡単な中国語の発音ができ、基本的な語句や文法が理解でき、中国語で簡単な日常会話ができるようになることを目指す
	食品と栄養プログラム	健康や栄養について、科学的な視点から考えることのできる基礎能力を培う
	建築学基礎プログラム	生活デザインの中で人間が快適に暮らすための空間・環境の考え方を建築学の入門コースとして学ぶ
静岡県立大学短期大学部	ホスピタル・プレイ・スペシャリスト養成講座	ホスピタル・プレイ・スペシャリストの学びを基本に、専門的な理念、知識、技術を教育する
杉野服飾大学短期大学部	フォーマルドレスプログラム	フォーマルドレスのデザイン、制作、ヘアメイク等まで視野に入れたトータルファッションの追求
鎌倉女子大学短期大学部	企業学習プログラム	「秘書学概論」「秘書実務」などの所定科目的履修により秘書士の資格が取得できるなど、企業で求められる実践力や社会人に求められる基本的なマナーも身につける
小松短期大学	ものづくり人材スキルアッププログラム	生産現場における効率的な作業手順等、管理監督者として必要な総合的な製造・管理方法を学ぶ
上田女子短期大学	図書館職員学び直し講座	地域史資料デジタル化概論、文化財と地域資料、デジタル化実習、知的財産権・情報倫理の4つの柱を中心に、講義、演習、実習を交えて学習
正眼短期大学	禅スピリット履修証明プログラム	本学の正規学生と一緒に寮で生活し、授業を受ける
華頂短期大学	京都学学修プログラム	京都の新たな魅力を発見、その普遍的価値を社会に発信する力の養成
園田学園女子大学短期大学部	シニア専修コース	文学歴史学科、国際文化学科、情報学科
東洋食品工業短期大学	社会人育成コース包装食品工学総合コース	食品の製造、食品容器の密封、食品の保存技術

27

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要(1／2)

中央教育審議会短期大学ワーキンググループ(平成26年8月6日)

【我が国の短期大学の特長】

・学位が取得できる短期高等教育機関

→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること

・教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関

→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を開設していること

・職業能力を育成する高等教育機関

→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること

・小規模で細かい教育を行う高等教育機関

→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること

・アクセスしやすい身近な高等教育機関

→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること

・教育の質が保証された高等教育機関

→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

【課題】

・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性

・短期大学の位置付けの明確化

・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立

・学生に対する支援の充実

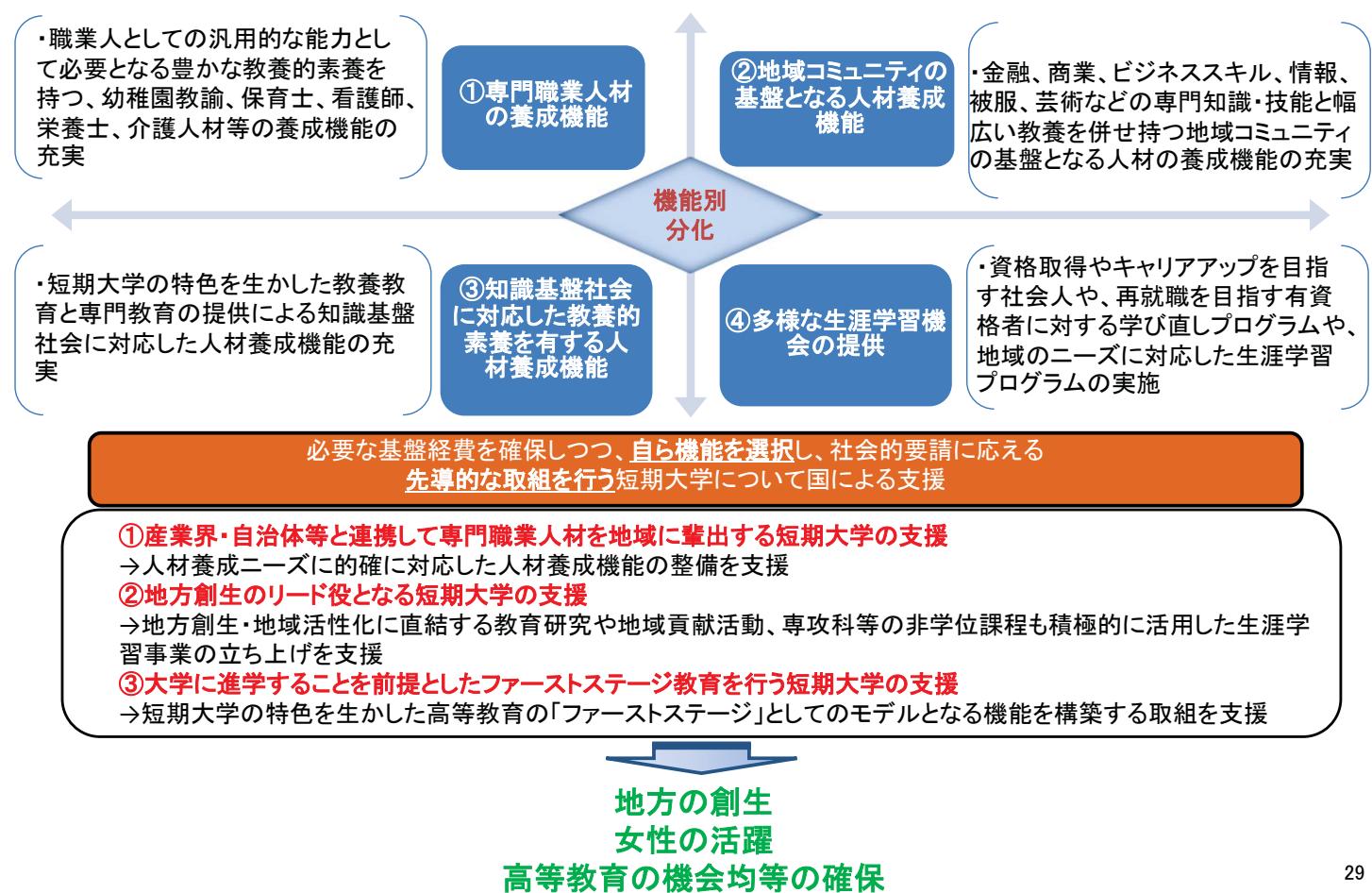
・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

- 短期大学の特長的な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。

28

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要(2/2)



3. 高等教育に関する政府全体の議論等



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育再生実行会議のこれまでの提言とそれを受けた取組

第一次提言 いじめの問題等への対応について(平成25年2月26日)

- ・道徳教育の抜本的改善・充実
- ・いじめ対策
- ・体罰禁止の徹底

- ・「いじめ防止対策推進法」成立（平成25年6月21日）
- ・文部科学省の有識者懇談会の報告（平成25年12月26日）を受けて、中教審へ諮問（平成26年2月17日）
「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付けることや、道徳教育の目標、内容等について専門的・具体的に議論
- ・道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布（「心のノート」の全面改訂）（平成26年度より使用開始）

第二次提言 教育委員会制度等の在り方について(平成25年4月15日)

- ・地方教育行政の権限と責任の明確化

- ・中教審「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」とりまとめ（平成25年12月13日）
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」成立（平成26年6月13日）

第三次提言 これからの大学教育等の在り方について (平成25年5月28日)

- ・グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
- ・イノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
- ・学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化
- ・社会人の学び直し機能を強化
- ・大学のガバナンス改革

- ・平成26年度予算に反映（官と民が協力した海外留学支援制度の創設、スーパーグローバル大学創成支援、スーパーグローバルハイスクール等）
- ・中教審「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」とりまとめ（平成26年2月12日）
- ・「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」成立（平成26年6月20日）
- ・小学校3年生からグローバル化に対応した英語教育を行う「英語教育改革実施計画」の公表（平成25年12月13日）

第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・ 大学入学者選抜の在り方について(平成25年10月31日)

- ・高校教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）の創設等）
- ・大学の人材育成機能の強化
- ・大学入学者選抜改革（達成度テスト（発展レベル）の創設、多面的・総合的な選抜への転換等）

- ・「達成度テスト（仮称）」の在り方を含む高大接続の改善等について、中教審において審議経過報告を取りまとめ（平成26年3月25日）
→ 答申に向け中教審で議論を継続

第五次提言 今後の学制等の在り方について(平成26年7月3日)

- ・新しい時代にふさわしい学制（幼稚教育、小中一貫教育、職業教育等）
- ・教員免許制度の改革
- ・教育を「未来への投資」として重視

- ・中教審へ諮問（平成26年7月29日）
- ・平成27年通常国会から、順次、関係法案の提出を目指すなど、今後、着実に実行

31

教育再生実行会議について

1. 趣旨：21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進。

2. 構成：会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催。

（有識者）座長、副座長など、合計15人

座長：鎌田 薫 早稲田大学総長

副座長：佃 和夫 三菱重工業株式会社代表取締役会長

25年1月15日 教育再生実行会議の開催について閣議決定

2月26日 第一次提言「いじめの問題等への対応について」

4月15日 第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」

5月28日 第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」

10月31日 第四次提言「高等学校教育と大学教育の接続・大学入学者選抜の在り方について」

26年7月 3日 第五次提言「今後の学制等の在り方について」

32

◆これからの大学教育等の在り方について
～教育再生実行会議 第三次提言 概要～（平成25年5月28日）

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
2. 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- ・能動的な活動を取り入れた授業や学習方法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価の実施。
- ・地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムの提供

33

4. 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- ・職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施

5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- ・学長がリーダーシップをとれる体制整備、教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革

34

◆高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について ～教育再生実行会議 第四次提言 概要～（平成25年10月31日）

1. 高等教育の質の向上

- 共通に身に付ける目標を明確化し、基礎的能力を確実に育成。能動的に学び自己を確立できるよう、キャリア教育を充実。学校の特色化を推進。
- 基礎的・共通的な学習達成度を把握し、指導改善に活かすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル））を創設。複数回実施を検討。できるだけ多くの生徒が受験し学習改善につなげる。具体的な実施方法等は中教審等で検討。

2. 大学の人材育成機能の強化

- 大学は、これまでの延長上ではなく将来を見据え、教育機能を強化するための大膽な改革を実施。教育課程の点検・改善、厳格な成績評価・卒業認定の実施など質保証を徹底。教育の質的転換と可視化。

35

3. 能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- 大学教育に必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル））を導入。各大学の判断で利用可能。複数回実施を検討。結果はレベルに応じ段階別に表示。入学者選抜で基礎資格としての利用を促進。達成度テスト（基礎レベル）と一体的に運営。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
- 各大学は、能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価・判定する選抜に転換。養成する人材像を明確化し、教育を再構築、アドミッションポリシーを具体化。学力の判定は達成度テスト（発展レベル）を活用し、教科・科目等の弾力的活用を促進。面接、論文、活動歴との丁寧な評価で選抜。推薦・AO入試での達成度テスト（基礎レベル）の活用を促進。改革を行う大学を国が積極支援。改革の成果を検証し継続的に改善。

36

今後の学制等の在り方について（第五次提言）（構成）

（平成26年7月3日教育再生実行会議）

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1)全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

(2)小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

(3)実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

37

今後の学制等の在り方について（第五次提言）（高等教育関係抜粋）

（平成26年7月3日教育再生実行会議）

1. (3)実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

（職業教育の充実、強化）

○ 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようになり、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する

（高等教育機関における編入学等の柔軟化）

○ 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

○ 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくなる。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。

○ 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

38

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」について

- 教育再生実行会議第5次提言を受けて、文部科学省内に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を設置。

(趣旨)

- 社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、教育再生実行会議第5次提言を踏まえ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けて検討を行う会議を開催することとする。

(検討事項)

- (1) 我が国の高等教育における実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の位置付けについて
- (2) 新たな高等教育機関に関する制度設計の基本的方向性について
- (3) その他

(実施期間)

平成26年9月30日～平成27年3月31日

39

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について 審議に際しての視点の例(案)

- 1) 既存の学校種における職業教育の実態や課題等を踏まえ、新たな高等教育機関においてどのような職業人を養成すべきと考えるか。(主に想定される職業分野や職種)
- 2) 実践的な職業教育を行う高等教育機関として魅力あるものとするにはどのような特色を持つものとすべきか。

教育内容や授業の方法(実践的な演習型授業、インターンシップ等の実習等)
教員に求める要件や資格・教員組織等(実務卓越性、教員数等)
施設・設備 等
- 3) 実践的な職業教育を重視する上で、産業界の協働をどう確保すべきか。

教育課程(教育カリキュラム)編成への企業等の学外者の参画
企業等からの実務家教員の積極的な登用
第三者評価への産業界の関与 等
- 4) 修了者の社会的・国際的な評価や、円滑な就職・進学等を確保するためにはどうすべきか。

修業年限、卒業要件
学位・称号の付与
大学への編入学、大学院への接続
第三者評価など質保証の在り方 等
- 5) 社会人の学び直しニーズに対応しうる仕組みとするにはどうすべきか。
- 6) その他

産業競争力会議における議論

●「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

— 日本産業振興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化

(3) 新たに講すべき具体的な策

①大学改革の着実な実施と更なる改革の実現に向けた取組

・大学が地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組むほか、例えば、経営者等の実務に精通した人材の登用・連携等を進めながら大学等と産業界の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施等の推進、中小企業を含めた企業等へのインターンシップの普及・定着を図る。

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3) 新たに講すべき具体的な策

②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

世界市場も視野に入れ、競争に勝ち抜いていくために、ビジネスモデルを含めて如何にイノベーションを起こしていくかが極めて重要である。このため、これまでの施策の効果を検証しつつ、以下の施策を実施する。

・地域の戦略産業の創出・育成に向けて、ドイツの「フランホーファー研究機構」の果たしている役割も参考としつつ、地域の中堅企業等を中心とし、研究機関、地方大学、自治体、金融機関等産官金が広域的に連携する場を形成するための支援などオープンイノベーションに向けた取組を推進するとともに、これらの者がネットワークを形成し、革新的な研究開発とその事業化を推進するための体制を整備することで、市町村や県境を超えたプロジェクトを創出する。

・また、自治体を中心とした産官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づく中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。

●「産業の新陳代謝」～起業・創業の本格的推進に向けた視点について～（平成26年4月16日、産業競争力会議フォローアップ分科会（新陳代謝）、坂根主査提出資料）

3. 具体的な課題と対処

(5) 地方中堅企業の産学連携

日本の根本問題“東京一極集中”的打破のためにも地方に本社を構え、定着している中堅企業と地方大学の産学連携を積極的にサポートすべき。

●「起業・創業の本格的推進に向けた視点について」（平成26年4月1日、産業競争力会議フォローアップ分科会（新陳代謝）、坂根主査提出資料）

2. 具体的な取組の方向性

(2) 地域における起業促進

○地方大学と地方中堅企業との産学連携

・大企業におけるイノベーションによるベンチャー創出だけでは、売上規模や短期的利益追求の意味で軽少であることから初期の段階で間引きされることも多く飛躍的な裾野の拡大は期待できないと考えられる。一方、地方の中堅企業は組織の意思決定のスピードの速さや何かしらの特異技術を保有していることが多いことから、これまでの補助金制度による経営支援だけではなく、地方大学との産学連携によるイノベーションを創出するべく研究資金の提供を検討すべき。地方での産官学の連携を積極的に推進することは地方大学の差別化による競争も刺激され同時に地方活性化を図ることができる。

41

まち・ひと・しごと創生本部の開催について

※平成26年9月3日 閣議決定

（基本目標）※平成26年9月12日 まち・ひと・しごと創生本部長決定

○ 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する。

まち・ひと・しごと創生本部（本部長：内閣総理大臣）

まち・ひと・しごと 創生会議

- 議長：内閣総理大臣
- 副議長：地方創生担当大臣、内閣官房長官
- 構成員：内閣総理大臣が指名する国務大臣、自律的で持続的な社会の創生に関する有識者（12名）

※社会の創生に関する重要事項を調査審議

まち・ひと・しごと 創生本部幹事会

- 座長：地方創生担当大臣
- 座長代理：地方創生担当大臣を補佐する内閣府副大臣、内閣官房副長官（事務）、内閣官房長官
- 構成員：まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理 他各省庁次官

※関係省庁間の連絡調整

まち・ひと・しごと 創生本部事務局

- 事務局長：内閣官房副長官（事務）
- 事務局長代行：総理大臣補佐官（地方創生等担当）、官房副長官補（内政）
- 事務局長代理：（3名）

検討項目と今後の進め方

（1）検討項目

- ① 地方への新しいひとの流れをつくる、② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る、⑤ 地域と地域を連携する

（2）今後の進め方

国と地方が総力をあげて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内にも決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していく。

42

4. 予算関係

地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業)

文部科学省 地(知)の拠点

1. 背景 <大学に対する期待>

- 地域の課題解決に応える教育研究を行ってほしい。
- 学生が地域社会に出てから役立つ学びに力を入れてほしい。
- 教員個人のつながりから、大学が組織的に取り組む連携体制に発展させてほしい。

<大学が地域の課題解決に取り組む意義・効果>

- 大学が地域の再生・活性化に貢献
- 大学が地域の課題をより直視 → 教育研究の活性化
- 学生が地域の課題解決に参画 → 学生の実践力育成

2. 事業のねらい

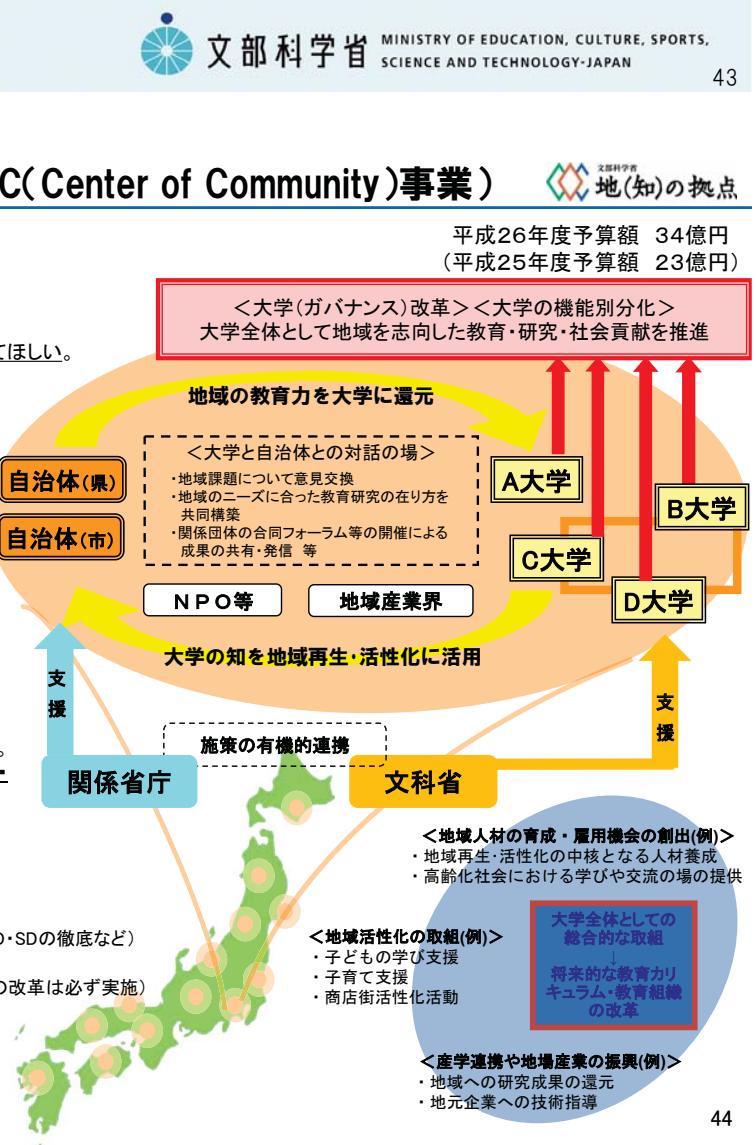
全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援することで、
→学長のリーダーシップの下、大学のガバナンス改革を推進
→各大学の強みを活かした大学の機能別分化を推進

3. 支援対象と目標

- ・自治体等と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学(短大・高専を含む)が対象(自治体・大学ともに、複数・単独があり得る)。
- ・学内組織が有機的に連携し、「地域のための大学」として全学的に地域再生・活性化に取り組み、将来的に教育カリキュラム・教育組織の改革につなげる。
- ・地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)のマッチングや自治体・大学の協働による地域振興の取組を進める。

4. 支援条件

- ①全学的な取組としての位置付けを明確化(学則等の位置付け、全教職員へのFD・SDの徹底など)
- ②大学の教育研究と一体となった取組
(全学生が在学中に一科目は地域志向科目を履修する教育カリキュラム・教育組織の改革は必ず実施)
- ③大学と自治体が組織的・実質的に協力(協定、対話の場の設定など)
- ④これまでの地域との連携の実績
- ⑤自治体からの支援の徹底 -マッチングファンド方式-
(財政支援、建物無償貸与、人員派遣など)



平成25年度「地(知)の拠点整備事業」採択状況 (短期大学関係)

【申請・採択件数】

申請区分	単独		共同		合計	
	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数
件数	299	48	20	4	319	52
大学数	299	48	43	8	342	56
(うち公立短大)	2	0	6	1	8	1
(うち私立短大)	22	2	10	0	32	2
(短大計)	24	2	16	1	40	3

【採択大学一覧(短期大学)】

大学名称	事業名称	連携自治体
(単独申請)		
聖徳大学短期大学部	信頼と共感でつなぐ“ふるさと松戸づくり”－多主体間協働で－	千葉県松戸市
和歌山信愛女子短期大学	子育て支援を主軸とした地(知)の拠点事業『きょう育の和』	和歌山県、和歌山県和歌山市
(共同申請)		
島根県立大学 島根県立大学短期大学部	地域と大学の共育・共創、共生に向けた縁結びプラットフォーム	島根県、島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町

45

平成26年度「地(知)の拠点整備事業」採択状況 (短期大学関係)

【申請・採択件数】

申請区分	単独		共同		合計	
	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数
件数	228	24	9	1	237	25
大学数	228	24	18	2	246	26
(うち公立短大)	4	0	0	0	4	0
(うち私立短大)	18	1	7	0	25	1
(短大計)	22	1	7	0	29	1

【採択大学一覧(短期大学)】

大学名称	事業名称	連携自治体
(単独申請)		
今治明徳短期大学	今治明徳短期大学 地(知)の拠点整備事業 (仮称)	愛媛県今治市

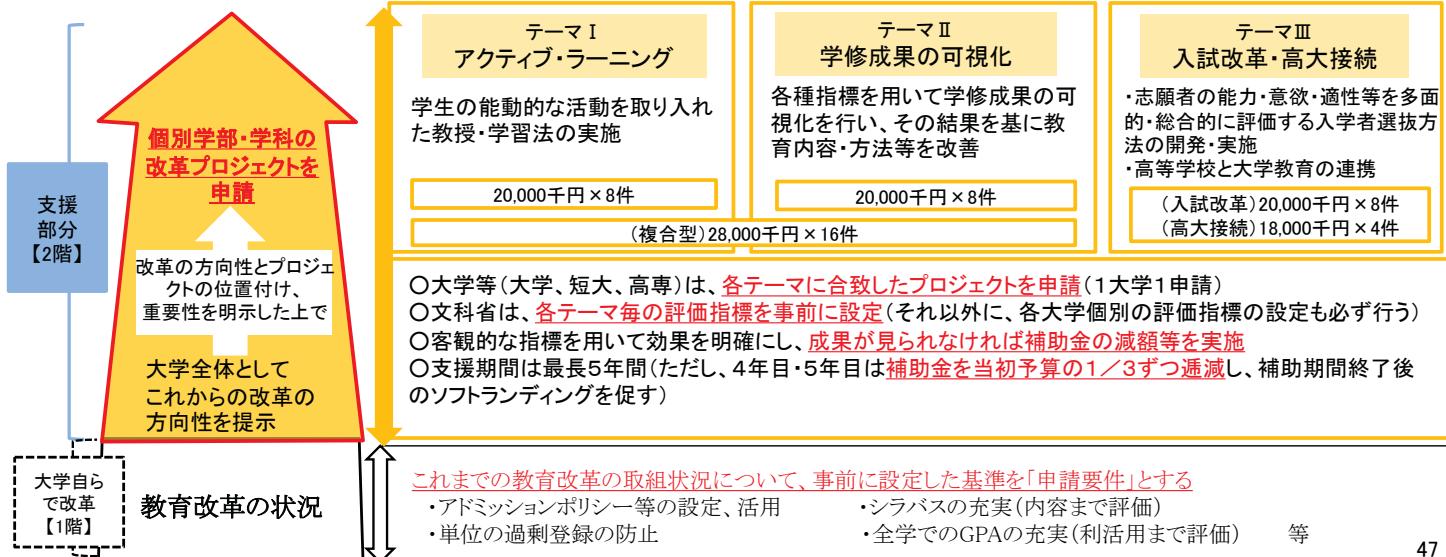
46

背景

- ・社会において求められる人材は高度化・多様化しており、大学は待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし、社会の期待に応える必要がある

課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、大学は教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要

国として進める 改革の方向性	<p>「これからの大学教育等の在り方について」(教育再生実行会議 第三次提言 平成25年5月28日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育方法の質的転換(学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法(アクティブラーニング)、双方向の授業展開など) ・全学的教学マネジメントの改善(学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的教育の確立など) → 国はこうした取組を行う大学を重点的に支援 <p>「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(教育再生実行会議 第四次提言 平成25年10月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換 → 国は、メリハリある財政支援により大学を積極的に支援
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



平成26年度大学教育再生加速プログラム (短期大学関係)

【申請・採択件数】

申請区分	テーマ I (アクティブラーニング)		テーマ II (学修成果の可視化)		テーマ I・II 複合型		テーマ III (入試改革)		テーマ III (高大接続)		合計	
	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数
件数	94	9	41	8	88	21	8	3	19	5	250	46
(うち公立短大)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
(うち私立短大)	8	0	7	1	13	3	1	0	2	0	31	4
(短大計)	9	0	7	1	13	3	1	0	2	0	32	4

【採択大学一覧(短期大学)】

申請区分	大学名称
テーマ II	富山短期大学
テーマ I・II 複合型	比治山大学、比治山大学短期大学部 京都光華女子大学短期大学部 福岡医療短期大学

国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（平成27年度概算要求額 570億円）

【大学教育再生の戦略的推進】

1 世界をリードする教育拠点の形成

○博士課程教育リーディングプログラム	概算要求額 185億円（185億円）
○スーパーグローバル大学等事業	概算要求額 97億円（99億円）
○大学の世界展開力強化事業	概算要求額 39億円（28億円）
○情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業	概算要求額 4億円（5億円）

2 革新的・先導的教育研究プログラムの開発推進

(1) 大学教育の質の向上の手法の開発に資するモデル構築

○大学教育再生加速プログラム（AP）	概算要求額 20億円（10億円）
○大学間連携共同教育推進事業	概算要求額 29億円（24億円）

(2) 大学の機能別分化の推進に資するモデル構築

○地（知）の拠点大学による地方創生事業	概算要求額 80億円（新規）
○理工系プロフェッショナル教育推進事業	概算要求額 50億円（新規）
○大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業	復興特別会計 11億円（11億円）

【高度医療人材の養成と大学病院の機能強化】

○先進的医療イノベーション人材養成事業	概算要求額 37億円（39億円）
○大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	概算要求額 13億円（15億円）

49

短期大学に対する財政支援プログラム(平成27年度概算要求)【1／2】

※短期大学において積極的に応募することが期待される公募プログラム

地（知）の拠点大学による地方創生事業～地（知）の拠点COCプラス～

事業概要

平成27年度概算要求額 80億円[新規]

全学的に地域を志向する大学・短期大学等が、自治体や地域の中小企業等と連携し、それぞれの地域が抱える課題（ニーズ）を解決するため、新産業・雇用創出等に資する具体的な地域定着・還元型の教育・研究・社会貢献事業を支援。

＜支援テーマ（「日本再興戦略」改訂2014」に基づくテーマ）＞

①グローカル化貢献型

地域のブランド商品、固有の産業技術の開発・世界発信に必要な人材育成（学び直しを含む）を通じた地域再生

②地元とどまり促進型

地元就職率の向上や地域での新産業・雇用創出などを通じた人口流出の抑制による地域の活性化

③地域コミュニティ再生型

地域医療、介護サービスの効率化・高度化に必要な人材の輩出、子育て支援、学び直しの機会提供等による地域コミュニティ振興

- 新産業・雇用創出等に資する具体的な地域定着・還元型の教育・研究・社会貢献に取り組む大学・短期大学等を最大5年間支援する。

（平成27年度選定分）

先駆的地域志向大学
支援テーマ（3テーマ）

60,000千円×59件
〔42,000千円×95件
18,000千円×25件（先駆的地域志向大学の場合）〕

→ 特に、「②地元とどまり促進型」や「③地域コミュニティ再生型」は、地元就職率の向上や地域で必要とする人材輩出を通じ人口流出の抑制による地域の活性化を目指すものであるが、短期大学は地元への人材輩出に貢献してきた実績があり、申請しやすい内容となっている。

50

短期大学に対する財政支援プログラム(平成27年度概算要求)【2/2】

理工系プロフェッショナル教育推進事業 高等教育 一貫 職業教育 構築

事業概要

平成27年度概算要求額 50億円【新規】

成長の核や基盤となる産業を牽引していくために必要な知識・技術の確実な習得を図るため、大学・短期大学等と産業界の双方のコミットメントのもとに、産業界出身の実務家教員による授業や産業界における実際の課題解決などを実施する実践的なプログラムを開発し、当該産業界に必要な人材を輩出する職業教育システムの構築を支援。

- 大学が中心となって、高等専門学校、短期大学、専門学校と連携し一貫した職業教育システムを構築
→ 産業を担う高度技術開発人材とグローバル経営戦略人材の育成
- 上記人材を育成する体系的なプロフェッショナル教育プログラムを開発する取り組みを最大7年間支援する。
(平成27年度選定分)

50件 (2類型×25件) × 100百万円

※2類型 (高度技術開発人材、グローバル経営戦略人材)

→ 短期大学等の編入学を含め、修士課程まで一貫した理工系の職業教育プログラムの構築を目指すものであり、大学と連携し積極的に活用することを期待。

大学教育再生加速プログラム(Acceleration Program for University Education Rebuilding : AP)

事業概要

平成27年度概算要求額 20億円(平成26年度予算額10億円)

課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、大学・短期大学等は教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境整備を支援する。

(平成27年度新規メニュー)テーマIV 長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)

→入学直後等に、1ヶ月以上の長期の「学外学修プログラム」を開発・実施する大学のサポート体制整備を支援

(平成27年度選定分)

・テーマIV(長期学外学習プログラム) 14,300千円 × 70件

→ 全教員を対象としたFDの実施など、比較的小規模校が多い短期大学にとって申請しやすい要件となっている。

※この他、基盤的経費の新たなプログラムとして、私立大学等経常費補助金の特別補助の中に創設される「私立大学等経営強化集中支援事業」があり、経営改革を断行する地方の私立大学・私立短期大学等に対し重点的に支援(約250校を選定、概算要求額は50億円)する。また、教育の質的転換、地域発展、グローバル化などの大学改革を支援する「私立大学等改革総合支援事業」(概算要求額は325億円)を引き続き実施する。

51

地(知)の拠点大学による地方創生事業～地(知)の拠点COCプラス～

文部科学省 地(知)の拠点

平成27年度概算要求額 80億円【新規】(旧COC事業平成26年度予算額 34億円)

【背景】

超高齢化・人口減少社会を迎えていいる我が国の地域社会では、持続可能な都市・地域の形成や過疎集落対策、地域を支える産業の成長等の課題が山積。

【事業概要】

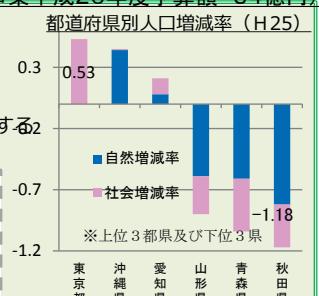
全学的に地域を志向する大学が、自治体や地域の中小企業等と連携し、それぞれの地域が抱える課題(ニーズ)を解決するため、新産業・雇用創出等に資する具体的な地域定着・還元型の教育・研究・社会貢献事業を支援。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(閣議決定 平成26年6月24日)

・地域の大学において、各地域の得意分野を活かす優れた教育研究拠点を創設・選定し、特色ある人材育成を図る

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(閣議決定 平成26年6月24日)

・大学が地(知)の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組む



【地(知)の拠点大学に求められる要件】

①以下①～⑤に加え、⑥及び⑦を必須とし、地域の活性化等に直結する取組を支援。

⑥自治体の教育振興基本計画や申請内容に係る自治体の基本計画等への申請大学の役割の記載

⑦地域の中小企業やベンチャー企業、NPO等との連携

①全学的な取組としての位置付けを明確化(学則等の位置付け、全教職員へのFD・SDの徹底など)、②大学の教育研究と一体となった取組(全学生が在学中に一科目は地域志向科目を履修する教育カリキュラム・教育組織の改革は必ず実施)、③大学と自治体が組織的・実質的に協力(協定、対話の場の設定など)、④これまでの地域との連携の実績、⑤自治体からの支援の徹底 -マッチングファンド方式- (財政支援、建物無償貸与、人員派遣など)

<支援テーマ（「日本再興戦略」改訂2014に基づくテーマ）>

①グローバル化貢献型

地域のブランド商品、固有の産業技術の開発・世界発信に必要な人材育成(学び直しを含む)を通じた地域再生



②地元とどまり促進型

地元就職率の向上や地域での新産業・雇用創出などを通じた人口流出の抑制による地域の活性化



③地域コミュニティ再生型

地域医療、介護サービスの効率化・高度化に必要な人材の輩出、子育て支援、学び直しの機会提供等による地域コミュニティ振興



【成果】

○大学は「地域コミュニティの拠点」の役割を担い大学全体として地域を志向した教育・研究・社会貢献を推進

→ 雇用創出・若者の地元定着率の向上による若年層人口の東京一極集中の解消

52

理工系プロフェッショナル教育推進事業

～高等教育レベルの一貫した職業教育システムの構築～

平成27年度概算要求額 50億円【新規】

背景

- I. 少子高齢化により、生産年齢人口が減少する中で、今後とも我が国の持続的な発展のためには、イノベーションを担う理工系人材の育成が重要である。
II. 高等教育においては、学究的な専門性の追求のみならず、高度の技術開発やグローバルな経営を担うために必要な質の高い職業能力を身につけさせることが求められている。

事業概要

成長の核や基盤となる産業を牽引していくために必要な知識・技術の確実な習得を図るために、大学等と産業界の双方のコミットメントのもとに、産業界出身の実務家教員による授業や産業界における実際の課題解決などを実施する実践的なプログラムを開発し、当該産業界に必要な人材を輩出する職業教育システムを構築する。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）

・大学の徹底した国際化、理工系人材の育成、教育研究基盤の確立などにより、グローバル化等に対応する人材の養成を行う（後略）。

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）

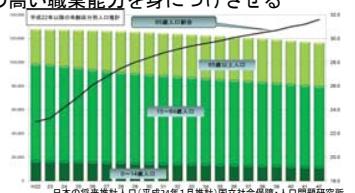
・経営者等の実務に精通した人材の登用・連携等を進めながら大学等と産業界の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施等の推進、中小企業を含めた企業等へのインターンシップの普及・定着を図る。

「教育再生実行会議第5次提言」（平成26年7月3日）

・大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における職業教育を充実する（後略）。

・社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育をおこなう新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようになり、高等教育における職業教育の体系を確立する。

・学士・修士の一度の教育課程を導入しやすくする。



◎大学が中心となって、高専・短大・専門学校と連携し一貫した職業教育システムを構築

→ 産業を担う高度技術開発人材とグローバル経営戦略人材の育成

※想定される分野、業種

- ・分野融合・新産業創造（健康長寿分野、エネルギー分野、地域資源分野
金融・保険業、情報セキュリティ産業など）
- ・基盤産業発展（化学工業、土木建築業、冶金・金属工業など）

【具体的な取組内容】

①学校種・課程・学科等の枠を超えて質が保証される

体系的なプロフェッショナルプログラムの開発

（分野・文理融合、専門基礎教育の強化、女性の理工系プロフェッショナルへのキャリア形成支援、社会人学び直し機能の強化等を含む）

②産学協働による実践的・課題解決型の教育手法の構築

③産学の人事・学生交流等の体制確立

④産学連携教育における大学と産業界の連絡調整機能の強化

⑤教員研修の充実や教育重視の教員人事評価制度の構築

理工系プロフェッショナル人材の育成



産業界



産業界を担う
理工系プロフェッショナル教育



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）



大学

（学士・修士課程）

大学教育再生加速プログラム(Acceleration Program for University Education Rebuilding : AP)

Acceleration Program
大学教育再生加速プログラム

平成27年度概算要求額 20億円(平成26年度予算額10億円)

目的

課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、大学は教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（閣議決定 平成26年6月24日）

・ギャップイヤー等を活用し、希望する学生が国内外で多様な長期体験活動を経験できる環境整備を推進する。

平成20年度新規メニュー

テーマIV 長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)

入学直後等に、1ヶ月以上の長期の「学外学修プログラム」を開発・実施する大学のサポート体制整備を支援

【活動例】 インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、小中学校の教員補助、被災地支援、限界集落での活動

学内体制整備

全学を挙げた活動を実施

- ・学生支援、成果分析のための専門人材
- ・4学期制導入など、学事暦見直し

事前・事後指導 カリキュラム整備

中身の濃い活動にするため、大学が積極関与

- ・語学、マナー、安全講習等
- ・プレゼンテーション等の短期集中学習
- ・学生による事前調査、計画立案補助

国内活動支援

自らが企画したテーマに基づき活動

- ・学生の国内活動（調査経費等の補助）
- ・安全管理
- ・活動期間中の指導

○企画力や行動力、忍耐力、コミュニケーション能力の向上

○学生の流入による地域活性化、地方創生支援

○学事暦変更による集中的な学びの実施・留学機会拡大



長期インターンシップ



長期ボランティア活動

○大学等(大学、短大、高専)は、各テーマに合致したプロジェクトを申請(1大学1申請)

○文科省は、各テーマ毎の評価指標を事前に設定(それ以外に、各大学個別の評価指標の設定も必ず行う)

○客観的な指標を用いて効果を明確にし、成果が見られなければ補助金の減額等を実施

○支援期間は最長5年間(ただし、4年目・5年目は補助金を当初予算の1/3ずつ減額し、補助期間終了後のソフトランディングを促す)

○事業の継続・発展や普及についての、明確なビジョンを社会に対して約束

○これまでの教育改革の取組状況について、事前に設定した基準を「申請要件」とする

継続支援(H26～ 44件)

テーマI アクティブラーニング

テーマII 学修成果の可視化

テーマIII 入試改革・高大接続

54

大学の世界展開力強化事業－中南米等との大学間交流形成支援－

平成27年度概算要求額 15億円【新規】

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的な、質保証を伴った大学間交流プログラムを支援。

戦略1 ジョイント・ディグリーの推進

教育・研究実績で世界的に高い評価を受けている海外の大学との間での、
*ジョイント・ディグリープログラム実施を含む大学間交流プログラムを実施する
日本の大学を支援。

- ・ 大学トップランクに名前があがる大学だけでなく、特定の分野で突出した業績を上げている大学との交流プログラムも対象。
- *ジョイント・ディグリー：教育再生実行会議の第三次提言において、大学の国際化のための取組として推奨。

ジョイント・ディグリー実施を含む大学間交流プログラム
共同で一つの教育課程を実施、修了者に単一の学位記を授与

国内A大学

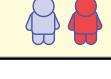
日本人学生 外国人学生



国際連携学科・専攻

外国B大学

日本人学生 外国人学生



大学間
協定

戦略2 中南米等との大学間交流形成支援

我が国にとって急速に重要性を増す中南米及びアフリカ、トルコ等の大学との間で、
質の保証を伴う大学間交流プログラムを構築・実施する日本の大学を支援。

これらの地域は、地理的な状況や、日本との社会的/文化的差異が大きいことから、
自然な交流増が望めない一方、優秀な学生を新たに獲得する可能性が大きく残
されている地域であり、政府のイニシア
ティブにより、日本の大学が共有できる
好事例を早急に蓄積することが必要。

日－中南米、日－アフリカ、
日－土の大学間の関係強化、
学生交流増。

地域における特有の課題に
対応する分野や、地球規模
課題の解決に資する分野での
リーダー人材育成にも貢献。

中南米諸国の大学との交流プログラム(取組例)



日本の大学が、開発援助機関や国連
機関等とも連携して、中南米の大学との
間で、環境問題など、地球規模課題の
解決に資するフィールドワーク等を含む
教育連携プログラムを構築し、大学間
交流を実施。

交流を通じて、参加学生には、我が國の最先端の研究成果を踏まえた教育
プログラムへの参加を通じ、リーダー人材
に必要な知識を身につけさせるとともに、
国際的な人のネットワークの構築や、現
場でのフィールドワークなどを通じ、例
えば将来、国際機関職員を目指す際に
重要となる貴重な経験を提供。

55

大学の世界展開力強化事業

平成27年度概算要求額 39億円
(平成26年度予算額 28億円)

目的

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交
流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大
学教育のグローバル展開力を強化する。

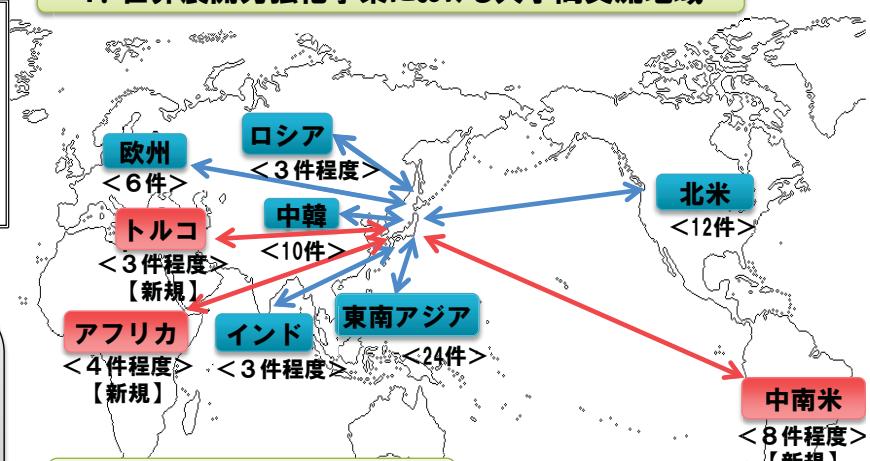
概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相
互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流
プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これ
ら質の保証を伴ったプログラムにより、日本
人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。

取組例

- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通
フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 教育・研究実績で高い評価を受けている大
学との共同学位プログラムの実施

1. 世界展開力強化事業における大学間交流地域



2. ジョイント・ディグリーの推進

教育再生実行会議の第三次提言を受けた制度改正への対応として、教育・研究実績
で世界的に高い評価を受けている海外の大学との間での、ジョイント・ディグリープログラ
ム実施を含む大学間交流プログラムを支援。

*ジョイント・ディグリー：外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与。

56

国公私立大学の教育再生を推進する公財政支出について

国公私を通じた大学教育再生の戦略的推進

- 国公私共通の競争的な経費であり、競争的な環境の中で、大学の切磋琢磨を推進
- 教育再生実行会議や中央教育審議会等で提言された政策課題に特化した誘導型の補助金であり、①革新的・先導的な教育研究プログラムの開発、②卓越した教育研究拠点の形成を促進。
- 設置主体別ではなく、高等教育機関（大学・短大・高等専門学校）として対応すべき課題や機動的・即効的に対応すべき課題を解決するためのもの。
- 特に制度改正とセットのプログラムを積極的に構築。
- 学長主導の改革を促進し、大学のガバナンス改革を加速するためのもの。
- 採択大学の成果の波及を通じ、高等教育全体の活性化と質の向上

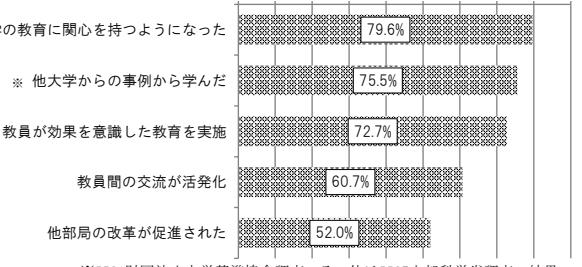
【国公私立大学を通じた大学教育改革支援経費等の推移】

単位：億円



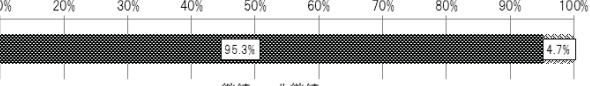
自大学のみならず、他大学等へ多大な波及効果

GP事業実施による効果



多くの取組が補助期間終了後も継続

事業終了後の継続率→95%以上の取組が現在も継続



継続規模→60%以上の取組が、補助期間中と同等以上の規模を維持



57



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

58